

学生支援室の活動について

学生支援室長 水谷 規男

学生支援室は、2010 年度から法学研究科と共同で学生の学習支援やキャリア支援の活動を行っています。高等司法研究科の学生・修了生向けの取り組みとしては、①正課外の講座・勉強会による学習サポート②自学自習システムの開発③キャリアデザインサポートのためのALEC*企画④就職説明会などによるキャリア情報の提供があります。以下、2012 年度の取り組みを中心に紹介します。

①阪大法曹会・阪大法学部同窓会からの寄付をもとに積み立てられた後援基金を用いて、2012 年度は、在学生に対するサマースクール（民法、行政法、刑法、民事訴訟法）、修了生のための弁護士アドバイザーによる勉強会サポート（14 名、3 グループ）を実施しました。また、入学前の学習サポートとして、新入生向けスプリングスクール（憲法・民法・刑法の 3 科目）を実施しました。

②自学自習システムについては、知的財産センターの e-learning システム＝WebClass 上に、2011 年までに作成した問題コンテンツ（司法試験の短答式の問題から作成）をアップして利用に供しています。これを修了生にも利用できる形にして、知識の確認だけでなく、法律文書作成・添削のサポートができるシステムへと発展させたいと考えています。

③ALEC 企画（最先端で活躍する法曹・企業人等による講演、現地見学企画）は、2012 年度に 13 回（講演会 11 回、裁判所・法律事務所見学 2 回）行いました（写真は 2013 年 2 月 20 日実施の佐藤力弁護士講演会「公設事務所で働くということ」）。

④ALEC 企画以外に、阪大法学部・高等司法研究科出身の法曹（阪

大法曹会）の協力を得て、司法試験合格者に対する就職支援企画を実施しました。法曹以外の進路については、国家公務員志望者を対象としたセミナーを法学部・法学研究科と連携して実施するなど、多彩な進路に関する情報が得られるようにしています。

2013 年度末で高等司法研究科は創設 10 周年を迎えます。これを機に高等司法研究科の同窓会を組織化することも予定されていますので、修了生の力をさらに結集して、学生支援につなげていきたいと考えています。

（*）ALEC：アドバンスト・リーガルエデュケーション&キャリアの略



2013 年 2 月 20 日 佐藤 力弁護士講演会

研究科・運営委員会の動き

<主な動き>

昨年度は、下部の<ニュース>に記載のとおり、韓国やドイツと活発に交流しました。また、ALEC 講演会も回数を重ね、各会とも盛況でした。今年度は、既にご紹介したように、始動した「智適塾」プロジェクトにおいて、来年度の授業化に向けた活動を本格化させ、実務家養成能力のよりいっそうの強化を図ります。また、ALEC 講演会でご講演いただいた先生方をはじめ各界でご活躍されている実務家の先生方によるリレー講義を、来年度には授業化してキャリア支援のさらなる充実を目指します。いずれも、実務家の先生方と研究者教員との連携が重要であり、今年度も、5 月 16 日に実務家非常勤の先生方から忌憚のないご意見を賜りました。

<ニュース>

●2012 年

- 4 月 12 日 山下輝年氏講演＊ 「法曹と法整備支援～何が求められるか～」
- 5 月 2 日 吉野孝義氏講演＊ 「法曹を目指す若い諸君に期待するもの」
- 5 月 17 日 学外実務家との意見交換会
- 5 月 31 日 試験後まっちゃん会
- 6 月 24-28 日 韓国の忠南大学のロースクール来訪
- 7 月 12-13 日 韓国の嶺南大学のロースクール来訪
- 9 月 18 日 木内道祥氏講演＊ 「家事事件実務について 離婚事件で残された争点」
- 9 月 27 日 合格まっちゃん会・合格祝賀会
- 10 月 1-2 日 二国間交流事業大阪大学法学研究科及び高等司法研究科、並びにベルリン自由大学法学部による日独公法シンポジウムの開催
- 11 月 22 日 田中亘氏講演＊ 「会社法の改正 何を・どうして・どのように改めるのか」
- 12 月 10 日 フォルカー・シュタンツェルドイツ連邦共和国駐日大使講演会「ドイツのエネルギーシフト～その 10 年後の成否～」

●2013 年

- 1 月 4 日 新春まっちゃん会
- 2 月 6 日 高木新二郎氏講演＊ 「法曹 50 年」
- 2 月 8 日 福岡真之介氏講演＊ 「国際化する日本の法律事務所～アジアを中心として～」
- 2 月 20 日 佐藤力氏講演＊ 「公設事務所で働くということ」
- 4 月 18 日 法科大学院入試説明会
- 6 月 22 日 法科大学院入試説明会

（*）ALEC 講演会

お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6
TEL：06-6850-6948
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

発行元

大阪大学大学院高等司法研究科
発行：2013年7月25日



■ 大阪大学大学院高等司法研究科 ■



No. 11

ニューズレター

研究科長からのメッセージ

高等司法研究科長
谷口 勢津夫

高等司法研究科は今年度で 10 年目を迎えました。ニューズレターも平成 21 年 1 月の創刊以来年 2 回の発行を続け、本号が 11 号となりました。この間、高等司法研究科は教育や運営の改革改善に不断的努力を重ね、法学研究科や知的財産センターとも緊密に連携協力しながら、「内的充実」に努めてまいりました。

設置認可の保留を経ての設置といういわば「マイナスからのスタート」であったことを決して忘れることなく、構成員全員が非常に大きな危機感をもって一丸となって取り組んできた教育・運営の成果は、総勢 667 名の修了生の活躍ぶりに顕著に現れていますが、研究科内にも随所に見られます。学生第一主義を標榜し、大阪大学の「源流」である適塾のような切磋琢磨する張り詰めた雰囲気の中で、志の高い真の Legal Professionals を育成する、そのようなロースクールに高等司法研究科は成長してきたと自負しております。

しかしながら、法科大学院を取り巻く状況は極めて厳しく、高等司法研究科もこれまでの成果に甘んじていることはできません。「内」の更なる充実に加え、「外」に向かって打って出ることも必要だと考えるところです。その取組みの 1 つが、本年度から知的財産センターと共同で設置した「智適塾」（中之島センター）を拠点とする、臨床法実務教育及び継続教育の活動です。さらに、来年 3 月には創立 10 周年記念事業（法学部創立 60 周年記念事業との共同事業）の一環として、修了生同窓会を設立する予定です。

創立 10 年目の今年度、高等司法研究科は更なる飛躍に向け「挑戦」を続けてまいります。



2013 年 4 月 18 日 新入生歓迎まっちゃん会

「智適塾」の設置について

高等司法研究科と知的財産センターは、法曹養成と知的財産教育の高度化のための態勢を構築することを目的として、臨床法実務に関するカリキュラムの開発を行うとともに、その実習を行う場として、中之島センターを拠点として活用する取り組みをはじめました。この取り組みは、大阪大学の前身であった適塾にちなみ、多くの智慧を結集させ、優秀な人材を社会に輩出できる場となるように「智適塾」と名付けられました。

高等司法研究科では、これまでも阪大法学部OBを中心とする実務法曹をみなし専任教員や、客員教授、非常勤講師として迎えることにより、実務基礎教育の充実を図ってきました。しかし、企業の海外進出の加速、それに伴う知的財産紛争の増加に対応し、弁護士・弁理士の資格取得にとどまらな



智適塾ロゴ（イメージ）

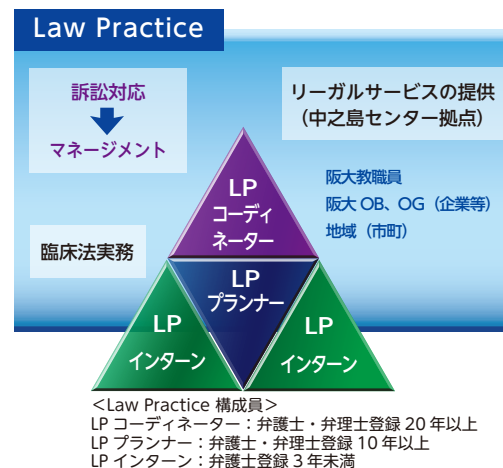
い「新時代を担う人材」を求める社会的ニーズに対応するためには、より実践的な教育を実施する必要があります。そこで全学的な知的財産教育を推進し、総合的な知的財産の教育・研究基盤システムを構築するなど、入門から高度な知的財産教育に至るまでの幅広い教育研究活動を行っている知的財産センターと連携して臨床的法学教育を行うこととしました。

智適塾では、実務基礎教育の質的充実を図るため、特任教員、招聘教員として、実務経験が豊富な弁護士、弁理士（LPコーディネーター、LPプランナー）を特任教員として採用し、その指導の下にOJTを受けつつ臨床法実務に関するカリキュラム開発を行う特任研究員（LPインターン）を置いて、大阪大学全体における実践的法教育の拠点を形成します。また、将来的にはこのプロジェクトから発展した、大阪大学の構成員や地域社会に対して法律相談などのリーガルサービスを提供できる付属法律事務所（Osaka University Law Firm（仮称））の創設を展望しており、法律事務所の業務を通じて得られた知見を臨床法学教育へフィードバックする枠組みづくりにも取り組みます。

リーガル・クリニックは、法科大学院認証評価基準等でその実施が求められ、多くの法科大学院でも実施され、すでに相当数の法科大学院において設置されています。本研究科でもその開講を模索してきましたが、現在まで実現に至りませ

んでした。今後法科大学院間の競争が厳しくなり、弁護士の就職状況がさらに厳しくなることが予想される中で、付属ローファームを設置してOJTの場を提供しつつ、高度な実務基礎教育を行うことは、法科大学院として社会に有為な法曹を輩出するために必要です。また、リーガル・クリニックの実施を単に外部の事務所への委託とせず、大学内に実践的法学教育の拠点を形成して行うことは、法科大学院教育の質的向上のための有効な方策となります。さらに、この取り組みによって、高等司法研究科修了生を含む法曹のリカレント教育の拠点となることもでき、大阪大学と実務法曹界との連携を強固にするという意味合いも持っています。

リーガル・クリニックを含む臨床法学教育は、高等司法研究科の学生に対しては、実践的問題解決能力の育成に寄与します。また、大学全体に対する貢献としては、弁護士の関与の拡大により、教育研究の様々な場面で発生し得る法的紛争を未



期待される効果

- ・高度専門実務科目（交渉、契約、訴訟）の実証トレーニング
- ・高度専門職（弁護士、弁理士）の先端的技能アップ



大阪大学中之島センター

INDEX

P1 : 研究科長からのメッセージ

P2～3: 「智適塾」の設置について

P2～3: ロースクールからの発信
～新刊紹介～

P4 : 学生支援室の活動について

P4 : 研究科・運営委員会の動き

ロースクールからの発信 ～新刊紹介～

石田剛著
『債権譲渡禁止特約の研究』
(2013年3月 商事法務 8,190円)

債権法改正作業の重要論点の一つである債権譲渡禁止特約の効力規制という現代的なテーマにつき、ドイツ法との比較法を通じて、債権法の原理に即した基礎理論の深化を目的とする研究書です。グローバル社会における債権流動化と法の国際的調和などの要請にも配慮して、バランスのよい立法論を試みている点にも特色があります。



茶園成樹編『特許法』
(2013年4月 有斐閣 3,360円)

本書は、知的財産センターのスタッフによって分担執筆された特許法の教科書であり、昨年に刊行した『意匠法』と同じコンセプトで作成したものです。図表や写真を多く盛り込み、学習上の要点を示すPOINT欄や問題となる事例を示すCASE欄を設けるなど、読者のための工夫を施しています。



茶園成樹編『知的財産法入門』
(2013年4月 有斐閣 2,730円)

本書は、知的財産制度全体の基本事項を初学者向けにわかりやすく解説した入門書です。比較的身近な知的財産法に関するテーマを15項目設定し、特許法と著作権法を中心に、意匠法、商標法、不正競争防止法についても解説をしています。各UNIT内には適宜、確認問題欄を設け、読者が内容を理解しているか自分でチェックすることができるよう工夫を施しています。また、さらに進んだ学習ができるよう各UNITの末尾に応用問題を付けています。



谷口勢津夫著『税法基本講義 [第3版]』
(2012年9月 弘文堂 3,675円)

左の教科書は、一昨年3月に続く改訂版で、とりわけ、書面主義による双方向・対話型授業の試みである「事前メール質問」の成果を解説に取り入れることに意を用いました。

佐藤英明編著・谷口勢津夫ほか著『租税法演習ノート [第3版]』
(2013年3月 弘文堂 2,940円)

右の演習書は、5年ぶりの改訂版で、「趣味と実益」、「滑り込みセーフ!？」及び「言行不一致」を執筆しました。

